
5. 型式認定の更新

5.1 更新の対象となる浄化槽

型式認定は、認定を受けた翌日から起算して5年間の経過によってその効力を失います。したがって、認定を受けた年から5年目の認定を受けた日に対応する日の満了をもってその効力を失うことになります。

また、該当期日の末日が日曜日等の休日であっても、その日をもって効力を失うので注意が必要です。

浄化槽法

(認定の更新)

第十六条 第十三条第一項又は第二項の認定は、五年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によって、その効力を失う。

浄化槽の型式認定に関する省令（昭和60年9月27日・建設省令第11号）

(認定の更新の申請期限)

第二条 法第十六条の認定の更新を受けようとする者は、認定の有効期間満了の日前六十日までに法第十四条第一項の申請書に同条第二項に掲げる図書を添付して、国土交通大臣に提出しなければならない。

5.2 更新手数料

更新の手数料は、次のとおりです。

基本型式 10,000円

類似型式 2,000円

5.3 更新の手続き

認定申請と同様です。認定されましたら管轄の地方整備局等から各社へ認定書が送付されます。

注意

(1) 変更の場合の連続性

現在の認定書と、更新の申請書の記載が変わっている場合は、その間に変更届が出されていなければなりません。「工場」においてとくに目立ちますが、連続して現在に至る変更届の写しが必要です。

「代表者」「所在地」についても同様です。

(2) 更新申請書と認定書の記載の一致

認定申請と同様、よく注意して下さい。

(3) 基本型式として認定を受けた浄化槽の類似型式としての更新

基本型式として認定を受けた浄化槽の内、他の基本型式の類似型式としての要件を満たしている場合は、更新時にその基本型式の類似型式として更新することが可能です。
